

第3回中野区人権施策推進審議会 会議録

日時

令和5年7月10日（月） 午後7時から

場所

中野区役所 4階 庁議室

第3回中野区人権施策推進審議会・次第

1 報告事項

- ・特別な窓口対応を必要とした調査結果
- ・令和5年度人権啓発事業（予定含む）
- ・令和5年度審議会開催スケジュール案
- ・「中野区男女共同参画基本計画」計画改定
- ・「中野区ユニバーサルデザイン推進計画」計画改定

2 その他

出席委員（8名）

広岡守穂（会長）／横田雅弘（副会長）／久志本裕子／小山奈美／佐藤清一郎
白土純／中村敏子／永野靖

事務局

岩浅英樹 企画部長
国分雄樹 ユニバーサルデザイン推進担当課長
今井辰哉 平和・人権・男女共同参画係長
中堅誠也 平和・人権・男女共同参画係

広岡会長

定刻となりましたので、「第3回人権施策推進審議会」を開催いたします。本日もみなさまから多くの意見をいただければと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度に入って初めての会になります。事務局から連絡事項があるとのことなのでお願いします。

事務局

第2回まで委員を務めていただいた国際交流協会の遠藤委員ですが、常務理事の任期満了により退任されました。後任の常務理事になられた、白土純様に本審議会委員に就任いただきましたので、報告させていただきます。白土様からご挨拶をお願いします。

白土委員

中野区国際交流協会の常務理事の白土です。4月から就任をしております。昨年の10月までは、中野区の副区長をしております。今日、議論される条例、人権及び多様性を尊重するまちづくり条例や子どもの権利条例に関与していましたが、本日意見を申し上げる際は、今の国際交流協会の常務理事の立場で発言をさせていただきますと思います。

2070年には、現在1億2000万人いる日本の人口が8700万人、約30%減少するという推計が社会保障人口問題研究所から発表されております。おそらく都市部の場合には、もっと早く外国人の人口が増えていくと考えております。

お隣の新宿では12%が外国人になっており、豊島区は10%。中野区は5.5%ぐらいですが、在留資格の改正関係でもっと増えていくだろうと思います。そうなったときに、この地域社会を外国人の方に支えてもらわなければいけない。

そういった時代がもうそこまで来ているというときに、外国人の方の権利保障について十分なのかと問われた場合には、これは反省を込めて、申し上げたいと思いますが、必ずしも十分ではないと思っています。そういった観点から、今後、私の意見を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局

白土委員ありがとうございます。次に事務局ですが、4月の定期人事異動により、企画部長が石井から岩浅に交代となりました。

企画部長 岩浅

令和5年4月から企画部長になりました。令和5年3月までは健康福祉部長として、

高齢者や障害者、生活保護等の福祉担当でした。また、保健所も管轄していたのでコロナ対応もやっていました。人権に関するものでは、課長時代に障害者差別解消法の関係や高齢者、障害者の権利擁護、虐待対応の経験がございます。よろしくお願いいたします。

事務局

また、ユニバーサルデザイン推進担当課長は、堀越から、私、国分に交代となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、会議の運営について事務局からお願いします。

事務局 ※発言方法、マイク使用方法の説明

会長

ありがとうございます。それでは、次第1【報告事項】に入ります。
事務局から説明をお願いします。

事務局 ※資料1～3まで説明

広岡会長

定例報告3点の説明がありました。これは、3点一括して、委員のみなさんからご意見等いただきたいと思います。どなたかご意見ありますでしょうか。

白土委員

資料1に記載している普及啓発事業ですが、従来のものを踏まえた、内容になるかと思いますが、先ほど発言させていただいたように、外国人の人権、特に入管施設でのウィシュマさんの事件もありましたが、言葉がわからないことによって、様々なサービスが受けられない事例があります。

また、児童生徒については、日本語がわからないまま、日本語で授業を受けることになるので、憲法26条の教育を受ける権利保障が十分ではない、という疑問を国際交流協会の方で持っています。

従来で言えば外国人の人権保障というのは、差別しないという意味では保障はされていると思います。しかし、積極的に実効性のある保障ができていたのかというと、不十分であったと認識しています。

また、そこに焦点を当てた人権の普及啓発活動をしたというような記憶もないので、これからそこを意識してもらったほうがいいと思います。準備の関係で今から間に合わないというのは当然あると思いますが、今後展開する普及啓発事業についてはそういった点も意識していただきたいと思います。これは質問というより、要望でございます。

広岡会長

はい。どうもありがとうございました。

他に質問や要望がなさそうなので、事務局は次の説明をお願いします。

事務局

報告事項の4と5は計画改定に係る考え方のたたき台についてです。

中野区では中野区男女共同参画基本計画、中野区ユニバーサルデザイン推進計画について、2024年から5か年にわたる次期計画への改訂検討を進めております。

両計画はそれぞれの条例に基づきまして、男女共同参画基本計画については有識者の方からご助言をいただいたり、ユニバーサルデザイン推進計画については、審議会等も立ち上げており、審議会から答申を受けるなど、個別の手続きで進めてきたものです。

双方の計画ともに、人権や多様性の尊重について多くの視点を備えるものと考えています。そこで本審議会において検討段階のものを本日ご報告させていただき、ご意見を頂戴したいと考えています。

今回お示しさせていただくものは、基礎となる考え方を固めていく段階のたたき台です。本日、ご意見をいただきながら庁内調整によって考え方を確定し、区議会への報告等の手続きを進めて参りたいと考えております。

それでは資料3をご覧ください。右上に資料3と書かれた中野区男女共同参画基本計画の改定の考え方、たたき台について説明させていただきます。

「中野区男女共同参画基本計画とは」と記載のあるとおり、こちらは法律や区の条例に基づいて定めている計画で、今回の改定は前回の改定から5年経過して、社会情勢の変化であったり、直近の国等の動向を踏まえ、見直しを行うものです。

次に2番の背景です。丸印1つ目の新型コロナウイルス感染症拡大による影響として、全国的に雇用状況の悪化や家事負担の増加、DVの増加など、とりわけ女性をめぐる問題が表出してきたと認識しています。

次の丸印2つ目、国の動きとして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和4年に成立しました。こちらは女性支援の根拠法が売春防止法に基づいており、今までは売春の恐れがある女性を保護更生するという形で定められていましたが、今後は民間との協働による女性支援といった新たな視点が盛り込まれた法律として制

定されました。この法律では、国や都道府県市区町村が実施すべき施策について定めております。

次に2ページ目資料の裏面をご覧ください。その他、区の動きとして、中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例を制定し、昨年4月1日から施行しています。また、区の特長として、出生数や合計特殊出生率に関して、中野区は東京都他区と比較しても低い状況にあるといったことが、区の特長としてあります。

次に3番の現状と課題の項目をご覧ください。意識調査結果から見える現状と課題として、昨年度、区民と事業者に対して意識調査を実施しました。区民717人と391の事業所から回答をいただきました。こちらを分析した結果となっております。家事育児介護の家庭内での分担希望について、希望と現実にギャップがあったり、コロナ禍で男性より女性の方が家事育児の時間が増えたといった結果が読み取れました。

男性は外で働き女性は家庭を守るべきといった、役割分担意識に関して、いまだに多く存在しており、男性の方が、性別による無意識の思い込みが強い傾向にありました。

DVを受けた割合に関して、前回調査時より増加しており、DV被害根絶に向けた啓発をしていく必要があると考えています。その下、セクハラ、パワハラを受けたことがあると回答した割合は、それぞれ13.5%、27.5%という結果で、いまだにハラスメントは多く存在しているといった、実態がありました。

次の進捗状況調査結果から見える現状と課題として、こちらは現計画の目標値を定めていますが、その目標値に届いていたか、届いていなかった等、計画で定める取り組みをどのように実施したかを分析し、現状と課題として整理しています。事業の方は計画に基づいて着実に進めており、成果指標として定めた目標値等も19項目中14項目において、数値が上昇しているといった結果でした。

一方、下がった指標や目標に届かなかった指標もあるため、今後見直しを検討していく必要があると認識しています。

次は4番の改定の視点です。(1)として背景、現状、課題を踏まえて新計画には次の事項を盛り込んだほうが良いと検討しています。

- 1つ目が、ワークライフバランス等、女性活躍を推進するための支援の充実。
- 2つ目が、男女平等社会に向けた理解促進と意識変革。
- 3つ目が、人権と多様性が尊重される地域社会の実現。
- 4つ目が、ハラスメント防止に関する取り組みの充実。

また、先ほどお伝えした新たな法律の制定等もありましたので、困難な問題を抱える女性等への支援を充実し、安全安心な暮らしができる社会の実現。これらを改訂の視点として、新たな計画に盛り込む必要があると考えております。

(2)の位置付けですが、さまざまな法律で定められている努力義務となっている

計画があり、これに基づいてこの計画を位置付けていくというものです。

5番が新計画における体系図のたたき台です。3-1と書かれた資料をご覧ください。ご説明させていただいた事項を踏まえて策定した新計画の体系図のたたき台でございます。資料一番左には、中野区男女平等基本条例に基本理念を記載しており、(1)から(4)まで定めております。

(1)が個性と能力を発揮する機会の確保という理念。(2)が男女社会における活動選択の自由といった基本理念。(3)が男女共同参画の理念。(4)が家庭生活と社会生活の両立支援の理念を条例で定めております。それ以降、資料右側が今回の計画で定める基本理念や将来像や施策の方向性等をまとめています。計画の基本理念としては、誰もが自分らしいライフスタイルを選択でき、男女平等の意識を持ち、健康で安全安心に暮らせる社会の実現としております。

資料中央に記載の将来像は、3本立てで考えています。

1つ目がワークライフバランスとすべての人の活躍推進で、施策の方向性は、①仕事と生活の両立支援、②誰もが働きやすい職場づくりの推進、③就労への支援、④地域社会や学校における男女共同参画の推進などを掲載しております。

資料中央2点目が男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革です。こちら主に意識改革を定めたもので、①の男女共同参画意識の向上や②の人権と多様性を尊重し認め合う意識の醸成などを施策の方向性として整理しています。

最後の3つ目は、安全安心な暮らしの実現として、上の2つの基盤となるものと考えております。①あらゆる暴力の根絶であったり、②生活上の困難に対する支援、③生涯にわたる健康支援など、施策の方向性として記載しております。

次の資料3-2に関しては、参考資料として現計画の体系図を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。また、右上に参考と書かれたホチキス止めの資料ですが、こちらは背景の中身を詳しく解説したものです。資料3についての説明は以上です。

広岡会長

事務局から説明を受けました。皆さんが日ごろから男女共同参画で思っていることを発言していただければと思います。事務局で重要だと感じたことはしっかりと計画の中に反映してほしいです。なお、わからない部分があれば、事務局から説明してもらいますので、これはどういう意味かというような疑問点でもけっこうです。ご意見をお願いします。

中村委員

中野区の男女共同参画基本計画の改定というのは、誰がこれを決めて、たたき台を出すんですか。

広岡会長

私の理解では、ここは意見を申し上げる場で、たたき台を作ったり実際行動計画を作るのは、区役所の方だと理解しています。我々が作っていくわけではないと思います。

中村委員

こういった改訂は区民とともに作っていくのが良いと私は思います。推進委員会などがあって、その中で検討しながら進めるのが良いと思います。他の市では、それに基づいた推進委員会ができていて、その中で検討してまとめて形にしていると思います。中野区でも、区民とともに作り上げてチェックしていくような改訂が出来ればと思っています。これは、今回すぐに実現するというのは難しいと思いますが、感想として思いました。

広岡会長

今の意見ですが大賛成です。実際に計画を作るのは、区側だと思うんですが、区民が意見を出す場はいかようにでもつくれます。ワークショップを実施する等、様々な形があるので、計画を作るときに余裕があれば、ぜひそういうしくみを入れていただきたい。今、中村委員のご発言にあったような、様々な方の意見を聞き、盛り上がっていく機運を作っていただくと良いと思います。

私も大小さまざまな経験があります。過去には、新潟県の沢村という村の行動計画を作った際、委員の方たちが活発に議論をされて、ワークショップなどをやって、とても盛り上がりました。中野区は人口がとても多いので、同じような形で行うことは難しいと思いますが、中村委員のおっしゃったように男女共同参画に熱心な方たち、その担い手になるような方たちとの間の連携が見えるような、そういうしくみが作られると良いのではないかと前から思っております。

横田委員

それに関連して一つ質問です。男女共同参画とユニバーサルデザインに関して、こちらはすでに先行する条例があり、付随する審議会がそれぞれにあったと思います。その審議会同士の意見がバラバラだと良くないので、3つの審議会が一同に介して大きな意見交換会を開くということは必須だと思います。また、そもそも他の審議会が現在も継続しているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

事務局

先に中村委員のご発言に対して補足をさせていただければと思います。

本日は考え方のたたき台という形でお示しをさせていただきましたが、この後、議

会にも報告して意見をいただきながら素案としてこの計画をまとめていく予定です。素案ができた段階では、区民の方との意見交換会を予定しています。また、団体との意見交換も予定しています。加えて、案ができた段階では、パブリックコメントという形で区民の方から意見を頂戴したいとも考えています。ただ、素案ができる前に意見を聞いた方が良いというご指摘もありましたので、今後、やり方等を研究していきたいと思います。

横田委員からご質問をいただいた審議会に関してですが、男女共同参画計画では、審議会は開催していないという状況です。また、ユニバーサルデザインでは、計画改定にあたって、審議会を設置し諮問させていただき、6月末に答申をいただきました。そこで審議会は終了しております。現在、審議会として動いているのはこの人権の審議会だけです。

佐藤委員

体系に関しては、大まかにはわかりました。先走って申し訳ないのですが、具体的な施策がこの計画改定の後についてくると思います。私としては具体的な施策に興味があります。それを考える上で、参考にさせていただければと思うのですが、私は、昔PTAをやっていました。

PTAの委員として出てくるみなさんはお母様方が多いです。男性の姿が全然見えない。その時、これはお母さんの会だと思いました。何とかお父さんを学校に呼びたいと思い、親父の会を小学校で作りました。この結果、お父さん方も多く出てきてくれるようになって、男女が一緒になって自分たちができることをやっていました。

今後、政策ということで実施するのであれば、DVも含めて、幼稚園、保育園、中学校まで、保護者に対して具体的に何か働きかけるようなことが必要じゃないかと思います。中野区全部でやるのは難しいと思うので、例えばモデル校として1、2校で実施することや、男女参画のことに関して、1年間、働きかけてみる等が良いと思っています。これから考える中での参考にさせていただければと思います。

町会の関係では、中野区の町連総会で意見が出ました。町連には女性部がありますが、女性部を今後どう運営していくのか、また、男女共同参画の中であえて女性部を残す意味は何か、という質問が出ました。役員のみなさんも具体的なことはこれから考えていくということでしたが、私としても答えが出せない状態です。今後、方針等を示していただければと期待をしています。

久志本委員

女性の3番目の安心安全な暮らしの箇所に関して、女性に対するあらゆる暴力の根絶と現在の計画と変わっていますが、この部分が、この1も2も女性側が危機的な状況になって初めて対策を実施するよう見えます。DVを受けた女性を保護することも

重要ですが、そこに至るまでの過程のあり方を支援する部分が必要だと思います。そのあたりがこの計画にどう含まれるのかということをおうかがいしたいと思いました。

広岡会長

今、佐藤委員、久志本委員から、ご意見2つ出ました。質問というより、こういうことが大事だという、主張を言っていただくことが良いと思います。その点について中野区で何かできることがあるか精査していただきたいと思います。

事務局

久志本委員からご指摘をいただいたとおり、今の資料の記載の表現だとDVが発生してから保護をする、支援をすると読めてしまうかと思いますので、素案では、その前段階で支援するという取り組みを盛り込んでいきたいと思っています。また、先ほどお伝えした困難女性支援法の主旨が女性が犯罪に巻き込まれる前に支援していくものと認識していますので、この視点も意識しながら、対策・対応を考えていきたいと思っています。

広岡会長

DV被害女性支援とか児童虐待に関しては、中野区の中に支援活動を行っているNPO団体があると思います。そことの連携を進めていくというのが有効だと思いますが、現状どうなのでしょう。

中村委員

私たちは中野で活動してもう20年ぐらい経ちますが、中野にはDV被害者支援をサポートするような団体が少なく、私たち1団体ぐらいです。私たちは今、こども食堂や放課後見守りをやっていますが、そこでお母さんたちが息苦しくなって、子どもの話を聞いてもらいたいとか、ホロリと涙を流して帰った方もいます。また、DV被害者の方やDV被害者であるということを自分の中で意識していない人もいます。私が重要だと思うのは、民間団体との連携です。そこをどうやって作っていくかは、今後の課題ではないかと思っています。

白土委員

1つは質問で、あとは意見ですが、この資料3-3の現状と課題のところの意識調査結果ですが、これは無作為抽出ですか。それとも外国人も含んだ形で行われていますか。

事務局

無作為抽出ですので外国人も含まれています。

白土委員

外国人の場合は日本語の読み書きができない人も多いので、例えば無作為抽出で調査票が送られてきても、内容を見ないで捨ててしまう可能性があります。その意識調査について外国人を対象とするのであれば、国際交流協会を通すなど、工夫が必要だと思います。

先ほど申し上げましたが、中野区では今後、外国人比率が高まっていくと思います。協会でも外国人のご家庭や単独で住んでおられる女性の方がどんな状況なのかは把握しきれておりません。

1万8000人以上いる外国人の中で、外国人の女性がどのような状況に置かれているかは、中野区だけではなく他の区でも把握していないかと思いますので、さまざまな手法を使って、その実態を把握する必要があると思います。

こういった調査をするときには、外国人の実態がどうなっているのか、どういった意見があるのか等を意識する必要がありますし、計画を作る段階で外国人も入れて意見交換を行う必要もあると思います。これは要望です。

横田委員

今の白土委員のお話に関連すること1つと、もう1つ別の件です。私、国立市に住んでいて、以前、国立市の外国人生活実態調査をやったことがあります。とても良い調査でした。

その調査では、留学生をアルバイト雇用して、彼らが母国語で質問して、自由に聞く方法でしたが、非常に多くの意見が聞けました。調査用紙が足りないくらいでした。

留学生が回答を日本語に訳して持ってきましたが、大変な量が集まりました。非常に有効な調査になりますので、ぜひやられたらいいと思います。私も一緒に関わったのでノウハウがあります。国立市で語りぐさになっている調査です。

もう1つは、先ほど佐藤委員から、今回の考え方に基づいて具体的なことが示されるので期待しているというお話がありましたが、現状この計画を見ても一体何をやるのかわからないです。理念は示されているが、それを実現するための計画になっているのか疑問です。

もし今後、具体的なものが出てくるのであれば、その具体的なものを提示されないと、理念的なところでいくら検討しても、話はバラバラになってしまうと思います。計画である以上ちゃんと計画であって欲しいと思いますので、佐藤委員が期待するとおっしゃったような具体的なものは、いつどういう形で出てきて、それに対してどういう形でコメントできるのか。ぜひ教えていただきたいです。それがないと、理念を

語っただけで終わってしまうと危惧します。

広岡会長

この計画の議論が本当に難しいので、これを目玉にして欲しいという意見を出すことが大事ではないかと思えます。どんな具体的な施策が出てくるのかと聞くのではなく、具体的にこれをやってください、とお伝えをすることが良いと思えます。佐藤委員のお話では、質問の形式を取っていましたが、事務局はそれを要望として受けとめていただいて、次のステップに進んでいただければと思えます。

私から1点言うと、民間のグループや団体との連携はすごく大事だと思います。特に男女に関しては、わいわいと盛り上がっていくような雰囲気を作ってください。

小山委員

福祉的な課題を抱えている人の支援は社協が行っているので、3番の安全安心な暮らしの実現が重要だと思います。ここが揺らぐと、生活で精一杯という考えになってしまい、余裕がある人だけが男女共同参画をやるという構造になってしまいます。

男女平等社会の実現は確かに大事だと思いますが、さまざまな立場の方たちにとってどのような状態が平等で、自分らしい生活ができるのか、という視点も含めて男女平等のあり方が計画や施策の中に反映されると、より地域の人にも身近な考え方になると思いました。

永野委員

女性権利の問題に関しては、その分野で活動をしている民間団体の方が行政に対して改善の要望や、足りないと思っていることを具体的に指摘できると良いと思っています。

また、私が弁護士業務をやる中でDVやストーカー、あるいは、夫婦の離婚場面で感じるのは、加害者側をどう変えていくかということです。加害者側には、認知のゆがみがあり、それをどう気づかせて変えていくのかも重要です。

そのために費用がかかるのであれば、その費用は誰が出すのかという問題もあります。私自身その問題について積極的に取り組んではいませんが、普段弁護士業務をやる中で感じています。

この場で具体的な解決策の提案はできないのですが、予算・費用がかかる時にそれを行政で負担ができないのか。また、加害者の認識を変えていくプログラムに関して、そこに、参加をしていくような筋道をつけるのも重要です。それには、プロフェッショナルが必要だと思います。行政が積極的にそのような人材を育成する事業を行えばよいと考えています。

中村委員

加害者対策に関して、若い世代のデートDVでは、加害者・被害者の判断が難しい実情があります。その中で加害者がそれを意識し、自分で変えていくことは難しいと思います。それにはまず、女性自身がこの人とは一緒にいたくない、という強い思いを自分の中で持たないと、2人の関係は変わらないと考えています。

また、女性が今一番困っていることは経済的なことでの住宅問題であると感じています。住む場所はすごく大きな問題であり、居住者支援は欠かせないと思います。特に若い子たちが親からの虐待であったり、デートDV等、一緒に暮らしている人と問題が発生した場合に、逃げ先の住むところがないケースがあります。

また、DV被害者が離婚したいと思い離婚を進めた場合に、別居しないと調停が進まないことも問題です。この計画の中にも住宅の問題が入ってくるといいと思います。

広岡会長

実態を認識して行動計画を書いていただくことが大事だと思います。事実に対する認識がおかしい、と区民が思わないような文言をお願いします。

横田委員

男女共同参画という範疇の中には、多様な男女の権利問題であるとか、暴力、DVの問題であるとか、さまざまな要素が含まれていると思います。広い意味での男女共同参画の中でさまざまな活動をされているグループが中野区の中にもあると思います。

それこそDVの問題を扱っているグループもあれば、企業の問題を扱っているところもある。この男女共同参画の範疇の中で活動している民間団体の数や団体同士が繋がっているのかどうかなど。

個々の団体がバラバラにやっており、お互いに知らないという状態なのか、その辺の事情は中野区役所の方で把握されているのか、あるいは中村さんのような活動されている方が把握されているのか教えてください。

事務局

区としては、詳細を把握できてないところが課題としてあります。女性支援法が民間との協働を強く出されており、区は支援法に基づく基本計画を作ることが努力義務であり、基本計画の策定にあたって、民間団体の活動状況を把握することになっています。

しかし、現時点では詳細を把握できないところがありますので、まずはそこを把握するところから始めていきたいと考えています。

横田委員

団体の状況を把握することが次のステップだと思います。各団体の代表の方に集まっていたいで、男女共同参画について、現場の人、その他第三者的な立場の方も入れられた方がいいと思いますが、そのような方と情報共有をして、初めて中野区の方針を具体的なアクションとして持っていこうというステップになると思います。ここで理念レベルのことをこれ以上話していても良い議論ができないと考えています。

中村委員

私たちは少しでも横の繋がりを作りたいと思っているので、こども食堂や学習支援などの社会福祉協議会が作ってくださったネットワークの中で、ここと思う団体に声かけをして、交流を始めて、自分たちのネットワークを少しずつ広げながら今やっています。社会福祉協議会を通じて少しずつ開かれてきています。

国際交流協会にもお願いしながら、どうやって繋がったらいいか考えています。他団体と繋がり、現状を知ることで、さまざまな区民の抱えている問題が見えてくるので、今後も繋がっていったらいいと思います。

私が最初に言ったことなのですが、やはり推進会議等をちゃんと継続して作ることが重要です。進捗状況の確認や推進会議での計画・目標に対してどれほど到達できているのかを確認する。行政ではやっていると思いますが、区民も一緒にできるしくみがあると当事者意識がめばえて良いと思っています。

広岡会長

今、出ている重要なテーマが、民間団体と行政の連携です。そのためには、区内民間団体の実情把握をする必要がありますし、人材育成も重要でしょう。NPOセンター的なところで活動の立ち上げを支援するという必要かとも思います。民間団体との連携をどうやって実質化していくかは、我々の中で意見が共通しているような感じがします。

久志本委員

相談窓口に関して、区役所に行ってここに行けば相談ができるというのが見えにくいと思います。女性相談の電話番号はホームページにあります。その他の相談に関しては、どの窓口に行くか、どこで相談するかが区役所に来てもわかりにくいと思います。

この計画改定を進めるにあたって、区民にわかりやすい窓口整備の必要があると思います。計画としてはあるのでしょうか。

事務局

男女共同参画は、企画課の方で事業を進めていますが、女性相談を担当しているのは、生活援護課です。わかりやすい窓口整備について、どのような対策が出来るか、計画改定の中で検討していきたいと思います。

広岡会長

本来区民はどこへ相談しても構わないわけです。区報に、どの窓口でもいいから相談に来てください、適切なところへおつなぎします。と記載するのも良いと思います。中野区でやってみたらどうですか。

久志本委員

DVなどプライバシー保護の必要性が高い相談は、多くの人には話したくないかと思うので、DV相談の窓口を教えてください、という行動をしたくない人も結構いると思います。

広岡会長

確かにそうですね。行政で研究してもらいたいと思います。とりあえず男女に関してはこのあたりで終わらしましょう。

時間の制約がありますので、ユニバーサルデザインの方へ進んで、時間があまったらまた男女に戻ります。

事務局

ユニバーサルデザインにも関係してくるので、先ほど説明した資料2をもう1度ご覧ください。今後のスケジュールについて、補足をさせていただきます。

本日お示したものが改定の考え方でたたき台となります。これは理念的なものを記載しているのが現状です。この後、10月中旬にお示しできる素案で具体的な取り組みをお伝えし、みなさまからのご意見をいただければと思っています。よって、本日は素案の前段階となります。

続いて、ユニバーサルデザイン推進計画の説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。中野区ユニバーサルデザイン推進条例では、全員参加型社会と地域活性化の実現を目的としています。この計画ではその条例の目的を達成するための目標や施策の方向性、主な取組を5カ年の計画で定めているものです。

今回、この5カ年の計画が今年度で終了となりますので、来年度に向けて、社会情勢の変化や直近の国の動向等を踏まえた計画を策定するものです。

資料3番の現状と課題をご覧ください。(1)の区民意識結果から見える現状と課題として、毎年行っている区民意識調査で、昨年度は1,016人の方から回答をいただいておりますが、歩道に障害物があることに不便を感じている割合が減少していた

り、区内公園や広場の満足度等は上昇しているなど、都市基盤施設の改善傾向がうかがえる結果となりました。

また、ユニバーサルデザインの認知度に関しては、オリンピック・パラリンピックの影響で広まったと考えていましたが、意識調査では大きな変化はなく、継続した普及啓発が必要であると認識しています。

裏面の(2)をご覧ください。事業所意識調査結果から見える現状と課題として、先ほどの男女計画と合わせて事業所に調査をしています。

1つ目、ユニバーサルデザイン条例や障害者差別解消法の認知割合に比較して、ユニバーサルデザインを実際に導入している事業所割合は27.9%となっており、認知度と比較すると少し低い傾向です。

また、3つ目、ユニバーサルデザインを事業に取り入れるために必要と思うことについてを見ると、ユニバーサルデザインの知識や導入資金が上位に上がっています。こちらも計画の取り組み自体は着実に進めている一方で、成果指標については、まだ達成してない項目等もあり、取り組みの改善や指標の見直し等も含め今後検討していく必要があると考えています。

次が4番のユニバーサルデザイン推進審議会でございます。こちらは、昨年12月にユニバーサルデザイン推進計画の改定にあたって、盛り込むべき事項等を諮問し、令和5年6月にその答申を受領したところです。

答申の内容としては、①の概略をご覧ください。バリアフリーの取り組みを発展させることが、ユニバーサルデザインに繋がる、であったり、障害の考え方に関して、医学モデルと社会モデルがあり、社会モデルの考え方を浸透させることが必要である、という意見がありました。

また、心のバリアフリーに関して、中野区ユニバーサルデザイン推進計画は、ハード、ソフト、ハート、という3点で計画を進めていますが、ハートにあたる部分、これはユニバーサルデザインに関するすべての取り組みの根底であるという内容であったり、計画の体系については、現行の施策体系を維持したままで良いといった内容や、ユニバーサルデザインについても考え方が新しくなっていくので、最新のユニバーサルデザインに更新しながら推進を加速していく必要があるといった答申でございました。

資料②の詳細の箇所、丸印2つ目、ページ一番下ですが、区有施設の整備等は設計段階から当事者等の意見を取り入れることが重要という内容であったり、整備後にも継続的な点検と改善及び改修のしくみを構築すること、などの意見がありました。

次の3ページ目、丸印1番上のソフトの視点の1つ目ですが、円滑に手続き等を進めることができない人には、人手による支援等の選択肢を用意すべき、という意見がございました。

今、DXが進む中で利便性は上がっていますが、逆に視覚障害者にとっては、それ

が使いづらいという話がありました。そのような方のため、人手による支援も引き続き用意をしていく必要があると、審議会の中で意見がありました。

2つ目の丸印のハートの視点、ユニバーサルデザインを知る機会の創出も必要なのではないかといった意見もありました。

5番、改定の視点ですが、審議会の答申を踏まえて、新計画は現行の計画の施策体系を維持しつつ、基本的な考えや主な取組に次の事項を盛り込むとしています。

先ほどお話した、バリアフリーの取組みがユニバーサルデザインに繋がること、心のバリアフリーがすべての取組みの根底であるということ踏まえ、利用者の意見を取り入れた施設整備、利用者一人一人に合った適切な支援、社会モデルの浸透、これらを支援計画に盛り込む必要があると認識しています。

6番が新計画における体系図のたたき台です。資料4-1をご覧ください。こちらは、答申を先月末に受領したこともあり、答申を踏まえての新計画にできておらず、現行計画の内容でお示しをさせていただいています。

ハードは都市基盤施設の整備、ソフトは商品サービスの提供、ハートは理解の促進、この3点でさまざまな取組みを展開しています。

こちらにも男女計画と合わせて、具体的な事業や取組は、本日時点でお示しできませんが、みなさまからのご意見を踏まえて取組みを検討していきたいと思っております。説明は以上でございます。

広岡会長

ありがとうございます。委員のみなさまのご発言をお願いいたします。

白土委員

ご説明をいただいたユニバーサルデザイン推進計画は、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく行政計画ということですが、この審議会の根拠である、人権及び多様性を尊重するまちづくり条例や子どもの権利に関する条例、多文化共生推進基本方針が策定されていますが、それぞれの中身を整合させるべきだと思います。

また、先ほどの男女共同参画もそうですが、人権に関わる条例は、計画の体系化が必要だと思います。さまざまな条例や計画がありますが、例えば、ユニバーサルデザイン推進計画は、人権施策全体の体系の中で、どういう位置付けなのか。関連する条例の体系化というのが必要だと思います。これは意見です。

具体的な計画の中身だとグローバル化の推進がありますが、今、外国人の数だけではなく、構成も変わってきています。15年前、ネパール、ベトナム、台湾の国籍をお持ちの方はそれほどいませんでしたが、今、外国人住民数はネパールが第3位、ベトナムが4位、台湾が5位です。このような構成が今後どう変化してきて、これからどうなっていくかといった分析データを出す必要があると思います。

当然、ユニバーサルデザインは、すべての人が対象なので、外国人も入っていますが、外国人視点のユニバーサルデザインはあまりないと感じています。具体的に言うと情報提供です。

外国人が増えたから多言語化しました、アプリやタブレットで窓口をやっています、だけじゃ駄目だと思います。これだと主要な言語しかできません。効果的なのは、やさしい日本語を使った情報提供。これは区民の方にも使っていただきたいです。これから外国人の方も地域社会を担っていくためには、やさしい日本語による情報提供。案内表示一つとってもそうだと思います。また、行政からの情報提供についてもそういう面が必ず必要になってくると思いますので、そういった視点も入れて改定をしていただきたいと思います。

事務局

おっしゃるとおりの指摘だと思いますのでそういったことは、新計画にも盛り込んでいきたいと思っています。やさしい日本語に関しては、職員対象とした研修等も実施しており、現計画でもすべての人にわかりやすい、やさしい日本語による広報を進めますと盛り込んでいます。

横田委員

白土委員の体系化は大賛成です。条例が新しくできたとき、他条例との関係性が難しいです。全体を体系化する必要があると思います。それをどうやるかは簡単ではないと思いますが、ぜひ案を出していただいて具体的に進めて欲しい。

それから、まったく別の件ですが、まさに今、中野区はこのユニバーサルデザインにおいて、駅前開発をやっているの、もう決定的に急がなければならない。

中野駅前開発の中にユニバーサルデザインの考え方はどこまで反映されているのか。それを反映するためにどういうしくみがあるのか。すでに作られてしまっただけでは、簡単に直せないものがたくさんありますので、やっていないとしたら遅いと思いますが、すでにしくまれているのだとすれば、どんなところにしくまれているのか、どういう計画になっているのかをお聞きしたいと思います。

事務局

くわしいところをご説明できませんが、まちづくりに関しては都市計画マスタープランという大きな計画やバリアフリー基本構想という、いつまでにどのぐらいバリアフリーを進めていくのか、そういった計画に定めておきまして、その中でもユニバーサルデザインの視点というのは、必ずどの計画にも文言として出てくるような形で進めています。

横田委員

それぞれのところでご尽力はされていると思いますが、どこでどういうことが行われているのかを統括してわかっていないと、それぞれ自分のところではわかっているかもしれないが、全体でどうなっているのかわかっていない状況は良くないと思います。この条例の体系化だけじゃなく、体系化された条例が具体策を行っていく上で運用上の体系を考えていかないと、ちぐはぐなものができあがってしまうと思います。

広岡会長

まちづくりをしていく時、工事であるとかビルを作るという時に、ユニバーサルデザインの視点を重視してやっています、ということ、区民に告知するのが一番わかりやすいと思います。認知度60%は低いと思います。今後、認知度は上がっていくと思いますが。

白土委員

ハードのまちづくりの中で、この現計画に出てないDXの推進、要するにDXによるハードのまちづくりというのは、一つ大きな視点だと思います。

現計画ではICTの活用によるという形なので、例えば障害者の方が駅周辺を通行しやすくするとか、そういった視点を持って、ユニバーサルデザインとしてこういうことが必要なのではないかと思います、と都市整備部の方に投げかける。これは企画課の方から投げかけた方が、所管としても考えていきやすいと思います。

これだけ大きな再開発をしますので、まずは、取り組みの方向性を示すことが必要ですし、それを企画課の方で全庁調整をする中で、投げかけていくことも、大事かと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

佐藤委員

資料の文章はUDフォントですか。区の文章も全部UDフォントを使っていますか。学校からも保護者宛の文書には、全部UDフォントだと言っているのですが、宣伝が下手だと感じています。

ユニバーサルデザインって何をやるのかは、保護者の方もわからないので、誰でも見やすいようなUDフォントを使って文書を作成していますとか、区報で1回書かれていたかと思いますが、毎回書いていいと思います。うまく区民へ伝わってないところがあると思います。

また、施策の方向が抽象的で一体何をやるのか想像ができません。例えば、地域で気軽に楽しく遊べる場づくりなどは、一体何をやるのでしょうか。

事務局

施策の方向性だけだとイメージが湧きづらいと思いますが、この地域で気軽に楽しく学べる場づくりとしては、主な取組で2つ掲げています。

1つは、スポーツ健康づくりを楽しめる環境の拡充。高齢者、障害者を含めた、すべての人を考慮しながらできるスポーツなどの環境づくりを進めます。また、高齢者を対象とした元気アップシリーズ事業の普及・拡充等に取り組んでいきます。

2つ目としては、すべての人が学べる環境の拡充として、中野区歴史民俗資料館での多言語化を進め、誰でも楽しく学べる場としての環境を整備する。また、地域開放型学校図書館の整備を進めるなどを今の計画では載せています。

佐藤委員

地域開放型図書館は、中野区はやめるという方向性を出したと思いますが。

事務局

地域開放型図書館は今3校でやっていますが、それ以降新設されている学校については、地域開放型の図書館は置かないで、そのスペースは、子どもたちに使っていただくような自習室であったり、お子さんが使えるような場所にするので、今、動いています。

現行計画は令和元年に作ったものなので表現としては、整備を進めると記載をしていますが、現時点で言えばその3校を適切に運営していくといった形なのかと考えています。

広岡会長

佐藤委員の方で具体的な提案やアイデアをお持ちであれば、参考になるとと思いますので、おっしゃってください。あくまでも質問という感じですか。

佐藤委員

詳細を想像ができなかったことがすごく大きいです。だからユニバーサルデザインをわかってもらえない。先ほど、中野区の施設とか駅前には、ピクトグラムを活用すると言っていたので、新庁舎ではそこは対応されるのかと思いますが、いかがですか。

事務局

2020年に作った総合体育館につきましても、一目見てわかるような案内は入れています。ピクトグラムの活用は、新区役所でもそうですし、中野駅再開発で新しくできる中野のまちについても外国人のような言葉のわからない、読めない方でもイメージしやすいような案内板は作っていくという方針です。

佐藤委員

現庁舎に新たにそういうものを作るのは無駄だと思いますが、今はとても案内版が見にくいです。どこに何があるのかが日本語でさえ探すのが大変です。

例えば外国人の方が増えているということで、区民活動センターを使う機会も増えてくると思いますが、どこの区民活動センターへ行っても、施設の案内が旧態依然としている感じを受けます。

これから整備していく区民活動センターもあると思いますし、現状のものについても可能なところで、中野区はすごいねと思ってもらえるようなことを進めた方が良いのではないかと考えています。

中村委員

目の不自由な方は性被害にあう確率が高い傾向にあります。親切にされて、それが性犯罪に繋がってしまった事例の相談がありました。障害者にもやさしいまちづくりの視点を入れてもらいたいです。

久志本委員

ユニバーサルデザインというと、まさにユニバーサルで何もかも入ってくるということで、資料4の1行目、ユニバーサルデザインを年齢、性別、個人の属性と書いていますが、ここに障害者という言葉が出てこないことに違和感があります。

ユニバーサルに誰もが使いやすい、誰もが暮らしやすいまちを目指すということがあるとは思いますが、障害者の方の障害別に利用しやすいまちづくりを目指す、ということがあっても良いと思います。

現時点でこういう障害者の人たちを対象に考えている、または、ここを目指すということがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

もう1つ、教育はこの中に入ってきますか。どの施策に教育におけるユニバーサルデザインやバリアフリーが入ってくるのかおうかがいしたいです。

事務局

障害者については、ユニバーサルデザイン推進条例の中の行動の特性の中に含めているという考え方で文言を整理しています。ユニバーサルデザインはどんな方を対象にするのか、ということですが、基本的にはすべての人、可能な限り多くの方を対象にした施策にしています。

おもに障害者の方向けに進めていく施策としてはバリアフリーです。これを進めていきながらユニバーサルデザインを推進していくという考え方に立っているので、特に何を優先するといった考え方は今は持っていないという状況です。

2点目のご質問で教育に関してですが、この体系図で言えば、一番下のハートのと

ころの一番上、「違いを超えて尊重し合う心を育む教育環境づくり」という施策の方向性の中で取り組みを記載しています。

久志本委員

尊重し合う心を育むのは、道徳教育で仲良くしましょうね、というものをイメージしてしまいます。実際に起こっていることは、特別支援級の子どもと通常学級に通っている子どもとの間に明らかな壁があるという状況です。

これは、交流の場を形式的に作ったとしても、例えば、運動会をやりましょうと言っても、結局はかなりの壁があるような状況があります。そもそも学校教育の言語はやさしい日本語ではないですし、その学校教育の言語がわからない人には、明らかにバリアが築かれていると思いますし、体育でも同じ活動ができない子は一緒にできないというような、学校自体がものすごくバリアフルな世界だと思います。

仲良くしましょうとか、違いを理解しましょう、ではなく、その壁自体を何とかするという施策は、このユニバーサルデザインには、含まれていないように見えますが、そうでなければどの部分に入っているのでしょうか。教育へのアクセスを保障するみたいなどころだと思いますが。

広岡会長

今のご発言に関して、質問として答えをとられると事務局は答えにくいと思います。むしろこういう考え方に移って欲しいとお伝えした方が良いと思います。

久志本委員

先ほど私がお伝えしたことが、まったくこの計画の中にはないように見えます。

広岡会長

例えば、計画の文言に、障害者とか具体的な人たちが想像できるような、目に浮かぶような、そういう文言で書いて欲しいということでしょうか。

久志本委員

何が実施されるのかわからないということに尽きるのかもしれませんが。教育における壁・バリアが存在するという状況に対して、この施策で取り組めるのか、という懸念を持っています。ぜひ盛り込んで欲しいという希望でもあります。

広岡会長

教育の分野は、バリアが無意識のうちに作られやすいので、ぜひそこに留意してもらいたいという、我々の発言としてはそういう形になると思います。

白土委員

このUD計画ですが、理念があって、施策の方向性がある、主な取組という形になっていると思います。先ほどの久志本委員のご発言にも関連しますが、現状の課題はこうであり、それに対する施策はこうである、というように書かないと、具体的にイメージができないと思います。主な取組のところに書かれているところです。

例えば学校等におけるユニバーサルデザインの推進、これを具体化する取り組みが書いていない。これを具体化するものを主な取組として書かないと、区民の方に理解していただくことも難しいと思いますし、この議論もなかなか充実したものにならないと思いますので、改定する時はそういった視点を入れていただきたいと思います。

横田委員

今のご発言に関連して、先ほどのご説明だと、7月の時点ではまだ理念的なものになっているが、今日の話も踏まえて、10月中旬に出てくるものには、具体的なことが書かれているというお話だったと思います。

白土委員のおっしゃったように、この段階で突然出てきて何かと言われても、ぱっと思いついたことを言うぐらいになってしまい、体系的な話ができないので、具体的なものがある程度出て来る必要があると思います。

出すためには、民間で活動されているところへのインタビュー等が必要になってくると思うので、今からスタートでも良いですが、10月までにはどういうプロセスで具体的なものが出てくるのか、10月に突然出てきてこれで議論してくださいとなってしまうと、建設的な発言をするのは難しいと思います。先ほど中村委員の話もありましたが、これを継続的に一緒にウォッチして、こういう団体があるから意見を聞いたらどうかとか、そういう動きが重要だと思います。10月に出てくるものがどういうプロセスを経て出てくるのか、そこについて知りたいです。

そしてやはり、実施の体系化を実現するのが良いと思います。年々改善されていくということが、順序に従って進んでいることがわかれば、我々はこの会議が終わった後に、今どういうプロセスなのか、1年経ったのでおそらくここまでステップが進んでいるはずだ、ということをいつも頭の中に置きながら、物事を現場で見えていくことができると思います。

それについては、民間のネットワークを十分に活かしていただいて、その協力のもとで成し遂げていくということであれば、区と民間とが一体になった活動として高く評価されるのではないかと思います。

小山委員

改定の視点というところでは、ハートのバリアフリーの取り組みの根底というのは、

そのとおりだと私も思いました。その意味で先ほどから出ている人権もそうですし、男女共同もそうだと思います。

先ほどご発言があったように、さまざまな場面でバリアがあり、それが改善されていないという現状がある。でもその中でバリアフリーを進めるためには、これが一番大事だという事項を示していれば、それに基づいて具体的な取り組みをどうするかを検討できると思います。

そして、それぞれの計画で内容がバラバラだと意味がないので、同じ視点でここは大事だというところをそれぞれの計画に反映していく。ただ、計画の趣旨に沿って具体的な取り組みは違ってくると思うので、その取り組みがどう違うのか整理していけば、体系化とまではいかないにしても、共通性が出てくると思います。

また、社会福祉協議会でもさまざまな取り組みをしている団体は把握をしています。どの団体も目の前にある自分たちがやらなければならない課題に対しての取り組みを一生懸命やっています。

男女共同のためとか、何のためというよりかは、目の前にいるその人、その課題を何とかするために活動している団体が多い中で、だからこそ、こういう取り組みが必要ではないかという投げかけをして、一緒にやっていくような場を作っていかなければいけないと思います。

広岡会長

私自身は先ほどからうかがっていて、横田委員がおっしゃった外国人の聞き取り調査、あれがおもしろいと思いました。中野区でもこのような調査を多く実施していくことが良いと思います。これは、ダイバーシティという面で中野区の取り組みを示す象徴的なことになっていくと思います。

民間との連携という観点では、実施できることは複数あると思います。人材育成もあれば、さまざまあると思いますが、例えばコンテストをすることでもいいと思いますし、事業者や個人の表彰でもいいと思います。

何か民間との連携の機運を高めていく事業があるといいと思います。過去に中野でやっていた、アールブリュットはおもしろいので、ぜひ大々的に宣伝してもらいたいとも思います。

追加の議論がなければ、今日はここで終わりにしたいと思います。事務局の方から、お知らせとかありますか。

事務局

事務連絡となりますが、謝礼の方は後日お支払いの手続きを進めさせていただきます。次回日程については、会長・副会長と調整の上、9月上旬頃には日程のお知らせをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、本日の議事録でござい

ますが、前回同様委員の皆様にご確認いただいた上で作成いたしますので、ご協力をお願いできればと思います。

広岡会長

どうぞご発言ください。

白土委員

先ほど横田委員からお話がありましたが、素案ができた段階で各委員に資料として事前に提供したほうが良いと思います。今の日程でいくと、10月に次の審議会ということなので、事前検討して意見が出せるような状態にしてもらいたいと思います。

広岡会長

他にございますか。なければ予定より早いですが、今日はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。